

## 流域下水道事業に係る経営比較分析表について

### 流域下水道課

総務省においてとりまとめた流域下水道事業における「経営指標」について分析するとともに、「経営比較分析表」として県ホームページにて公表する。

#### 1 経営指標による分析の意義

公営企業の経営及び施設の状態を表す経営指標を活用し、経年比較や他の公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となる。この経営指標を分析し「経営比較分析表」として取りまとめ、今後の見通しや課題等への対応に活用する。

#### 2 経営指標

流域下水道事業は、令和元年度から地方公営企業法に基づく企業会計方式を適用したことにより、「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」といった新たな経営指標を活用することが可能となった。

<b>1 経営の健全性・効率性</b>
①経常収支比率 ②累積欠損金比率 ③流動比率 ④企業債残高対事業規模比率 ⑤経費回収率 ⑥汚水処理原価 ⑦施設利用率 ⑧水洗化率
<b>2 老朽化の状況</b>
①有形固定資産減価償却率 ②管渠老朽化率 ③管渠改善率

#### 3 経営比較分析の結果

令和元年度では、経営は健全であり、施設の老朽化も進んでいないが、人口減少等による処理量の減少や施設の老朽化による更新費用の増加など、今後の経営環境を見据え、計画的に事業を実施していくとともに、市町との施設の広域化や維持管理の共同化について、具体的な取組を検討していく。

#### 4 県ホームページでの公表の時期

令和3年2月下旬（総務省ホームページに掲載の日）

(参考1) 経営指標の算出式

1 経営の健全性・効率性

項目	指標の見方	算出式
①経常収支比率(%)	単年度の収支状況 100%以上は黒字	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
②累積欠損金比率(%)	累積欠損金の発生状況 0%は累積欠損金なし	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$
③流動比率(%)	短期的債務(1年以内)に 対する支払能力 100%以上は支払能力あり	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
④企業債残高対 事業規模比率(%)	企業債残高の規模 (数値基準なし)	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$
⑤経費回収率(%)	下水道使用料による汚水処 理費用の回収状況 100%を下回ると、下水道使 用料収入が不足	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$
⑥汚水処理原価(円)	有収水量 1 m <sup>3</sup> あたりの汚水 処理費用 (数値基準なし)	$\frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$
⑦施設利用率(%)	施設の利用状況 (数値基準なし)	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$
⑧水洗化率(%)	水洗便所設置による汚水処 理状況 水質保全や使用料収入の増 加の観点から 100%が望ま しい	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$

2 老朽化の状況

項目		算出式
①有形固定資産 減価償却率(%)	有形固定資産(償却対象)の 減価償却状況 (数値基準なし)	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$
②管渠老朽化率(%)	法定耐用年数を越えた管渠 延長の割合 (数値基準なし)	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$
③管渠改善率(%)	当該年度に更新等した管渠 延長の割合 (数値基準なし)	$\frac{\text{改善(更新・改良・修繕)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$

(参考2) 平均値の内容

類似団体平均値：供用開始後 30 年以上経過した流域下水道事業 41 団体の平均値

全国平均：全国の流域下水道事業 46 団体の平均値

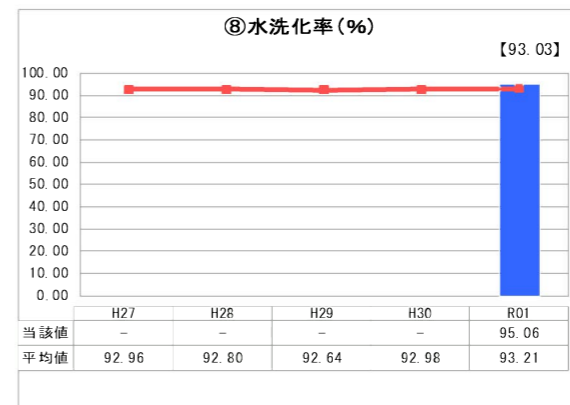
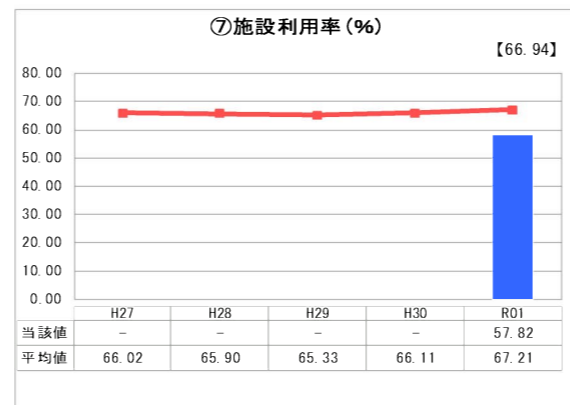
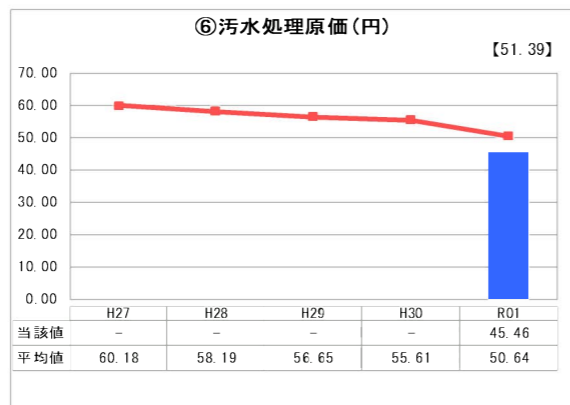
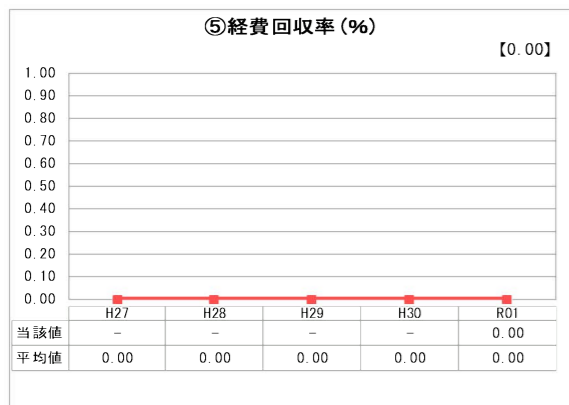
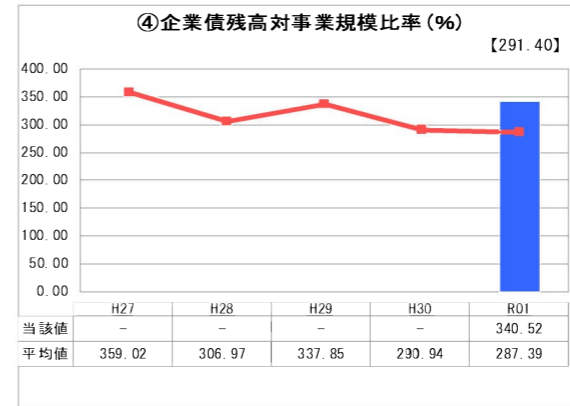
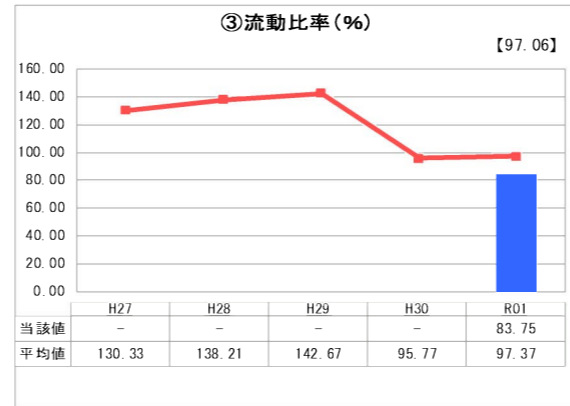
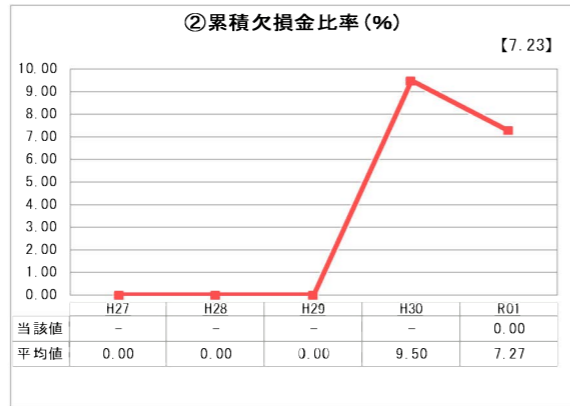
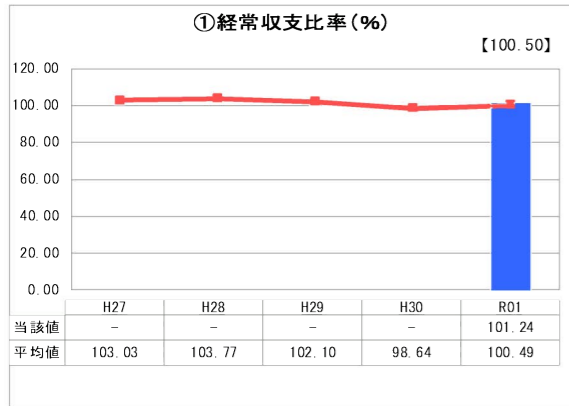
# 経営比較分析表（令和元年度決算）

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	流域下水道	E1	自治体職員
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	86.66	33.04	100.00	0

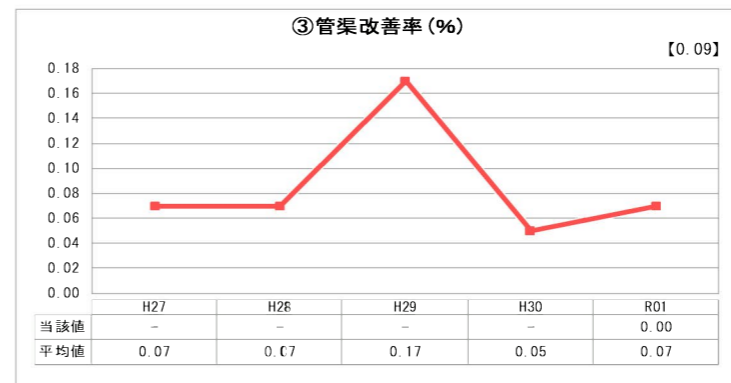
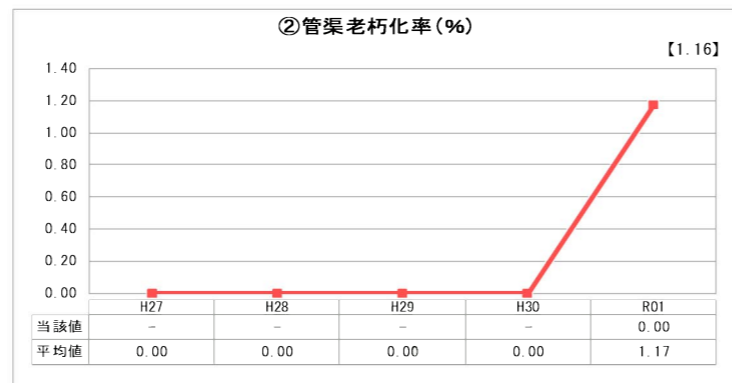
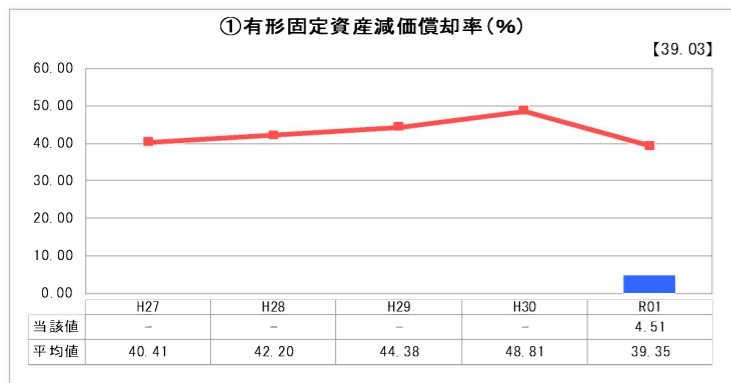
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
2,826,858	8,479.64	333.37
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
693,573	129.53	5,354.54

■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和元年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

本県流域下水道事業は令和元年度から地方公営企業法を適用し、企業会計として初めての決算を行った。  
 【①経常収支比率】 経常収支比率は100%を上回っており、累積欠損金もないことから経営は健全である。  
 【②流動比率】 主な債務である企業債の償還財源は、償還年度に一般会計繰入金等の収入で確保することとしているため、短期的債務（1年以内に支払い）に対する支払能力を示す流動比率が100%を下回っている。

【③流動比率】 主な債務である企業債の償還財源は、償還年度に一般会計繰入金等の収入で確保することとしているため、短期的債務（1年以内に支払い）に対する支払能力を示す流動比率が100%を下回っている。

【④企業債残高対事業規模比率】 企業債残高対事業規模比率は、供用開始がS59～H8であり、初期投資の償還が終わっていない施設があることから、類似団体平均値（以下「平均値」という。）と比較して高い比率となっている。

【⑤経費回収率】 流域下水道事業は関係市町からの負担金等により運営しており、下水道使用料収入がないことから、経費回収率は0%となっている。

【⑥汚水処理原価】 汚水処理原価は、他団体と比べ処理水量が多いことから、平均値と比較して低い水準となっている。

【⑦施設利用率】 晴天時一日平均の汚水処理水量に係る施設利用率であり、処理水量が計画汚水量に達していないため、平均値と比較して低い水準となっている。

【⑧水洗化率】 水洗化率は、広島県汚水適正処理構想に基づき、市町が計画的に汚水処理施設の整備に取り組んでいることから、平均値と比較して高い水準となっている。

### 2. 老朽化の状況について

【①有形固定資産減価償却率】 有形固定資産減価償却率は、令和元年度から地方公営企業法を適用したことにより、減価償却累計額が1年分しか計上されていないことから、平均値と比較して低い水準となっている。

【②管渠老朽化率】 法定耐用年数を経過した管渠がないことから、管渠老朽化率は0%となっている。

【③管渠改善率】 令和元年度に完了した管渠更生工事がないため、管渠改善率が0%となっている。

なお、法定耐用年数を超過した管渠はないが、定期的に管渠調査を実施し、管渠更生等の対策を実施している。

## 全体総括

本県流域下水道事業は、令和元年度から地方公営企業法に基づく企業会計方式を適用しており、経営及び施設の状況を表す新たな経営指標を活用することが可能となった。

令和元年度では、経営は健全であり、施設の老朽化も進んでいないが、今後、人口減少等による処理量の減少や施設の老朽化による更新費用の増加が見込まれている。

今後の経営環境を見据え、経営指標の比較・分析により、経営の現状及び課題を把握し、計画的に事業を実施していくとともに、市町との施設の広域化や維持管理の共同化について、具体的な取組を検討していく。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。  
 ※ 総務省は、各団体で流域下水道事業の供用開始後年数が異なる(15年未満～30年以上)ことから、各表の平均値を類似団体の平均値としています。本県は供用開始後年数が30年以上の類似団体に分類されます。(表中の右上カッコ内はR1全国平均値)  
 ※ H27～H30の平均値については、総務省が公表している類似団体平均値を記載しています。(法適用企業のみ算出可能な指標(1. ①, 1. ②, 1. ③, 2. ①, 2. ②))については、本県数値は含まれていません。)